

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）に対する意見募集の結果について

平成26年11月12日

内閣府
文部科学省
厚生労働省

「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）」に対する意見募集について、平成26年5月27日から平成26年6月25日まで内閣府ホームページに掲載すること等を通じて国民の皆様の御意見を募集したところ、本件に関する御意見はございませんでした。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも子育て支援の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 意見募集期間及び提出方法

- ・平成26年5月27日（火）から平成26年6月25日（水）まで
- ・インターネットの応募フォーム、郵送またはFAX

2. 意見募集の結果

0件

3. 公布日

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第300号）は、政令案の概要で示した内容を基本として法制的観点から所要の検討を加え、平成26年9月3日付けで公布されました。